毎週二回発行月曜日木曜日　定価（消費税込）一箇年　一六、八〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

第二千八十七号
平成二十二年十一月八日
月　曜　日

目次

告示

○道路の供用開始……六三三
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（二件）……六三三

企業局

○山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……六三八

告示

山梨県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年十一月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月八日

山梨県知事　横内　正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	北杜八ヶ岳公園線	北杜市須玉町若神子字小林三〇九四番の一地先から北杜市須玉町若神子字古城三三五八番の一地先まで	二五〇・〇	平成二十二年十一月八日

山梨県告示第三百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月八日

山梨県知事　横内　正明

一　土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
山梨市	南の2	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）
	南	急傾斜地の崩壊	
	西Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	上ノ平	急傾斜地の崩壊	
	押手沢―1	急傾斜地の崩壊	
	押手沢―2	急傾斜地の崩壊	
	膝立Ⅱ―1	急傾斜地の崩壊	
	膝立Ⅱ―2	急傾斜地の崩壊	
	西平等川―1	土石流	
	西平等川―2	土石流	
	平等川	土石流	
	向山川	土石流	
	中沢	土石流	
	江曽原沢	土石流	

天神川	土石流
神峰川	土石流
荒神沢	土石流
切通沢	土石流
小反久保沢	土石流
細田沢―1	土石流
細田沢―2	土石流
花後沢	土石流
滝沢川―1	土石流
滝沢川―2	土石流
西川―1	土石流
西川―2	土石流
西川―3	土石流
西川―4	土石流
姥石沢	土石流
膝立沢	土石流
赤芝川	土石流
わる沢	土石流
宮ノ入西沢	土石流
宮ノ入沢	土石流
膝立沢の2	土石流
押手沢	土石流
古宿入り沢	土石流

二　土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山梨市	南の2	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）
	南	急傾斜地の崩壊	
	西Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	上ノ平	急傾斜地の崩壊	
	押手沢―1	急傾斜地の崩壊	
	押手沢―2	急傾斜地の崩壊	
	膝立Ⅱ―1	急傾斜地の崩壊	
	膝立Ⅱ―2	急傾斜地の崩壊	
	西平等川―1	土石流	
	西平等川―2	土石流	

中沢	土石流
神峰川	土石流
荒神沢	土石流
切通沢	土石流
小反久保沢	土石流
花後沢	土石流
滝沢川―1	土石流
滝沢川―2	土石流
西川―1	土石流
西川―2	土石流
西川―3	土石流
西川―4	土石流
姥石沢	土石流
膝立沢	土石流
わる沢	土石流
宮ノ入西沢	土石流
膝立沢の2	土石流
押手沢	土石流
古宿入り沢	土石流

山梨県告示第三百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に供え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月八日

山梨県知事　横内　正明

一　土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
甲斐市	小川	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）
	本村	急傾斜地の崩壊	
	本村の2―1	急傾斜地の崩壊	
	本村の2―2	急傾斜地の崩壊	
	下芦沢の2―1	急傾斜地の崩壊	
	下芦沢の2―2	急傾斜地の崩壊	
	上福沢	急傾斜地の崩壊	
	上福沢の2	急傾斜地の崩壊	
	上福沢の3	急傾斜地の崩壊	
	上福沢の4	急傾斜地の崩壊	
	上福沢の5	急傾斜地の崩壊	
	下福沢	急傾斜地の崩壊	

前屋の2―1	急傾斜地の崩壊
前屋の2―2	急傾斜地の崩壊
安寺	急傾斜地の崩壊
安寺の2	急傾斜地の崩壊
打返の2	急傾斜地の崩壊
藤ノ木の2	急傾斜地の崩壊
中村の3	急傾斜地の崩壊
中村の4	急傾斜地の崩壊
大下の2	急傾斜地の崩壊
大下の3	急傾斜地の崩壊
外道	急傾斜地の崩壊
池ノ原	急傾斜地の崩壊
伊豆ノ宮	急傾斜地の崩壊
道尾	急傾斜地の崩壊
大境道東	急傾斜地の崩壊
滝沢	急傾斜地の崩壊
中谷戸の2	急傾斜地の崩壊
中谷戸の3	急傾斜地の崩壊
中谷戸の4	急傾斜地の崩壊
岩森の2	急傾斜地の崩壊
清沢―4	土石流
清沢―5	土石流
清沢―6	土石流
清沢―7	土石流
清沢―8	土石流
清沢―9	土石流
清沢―10	土石流
北久保沢	土石流
西平	土石流
久保入	土石流

二　土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
甲斐市	小川	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）
	本村	急傾斜地の崩壊	
	本村の2―1	急傾斜地の崩壊	
	本村の2―2	急傾斜地の崩壊	

下芦沢の2―1	急傾斜地の崩壊
下芦沢の2―2	急傾斜地の崩壊
上福沢	急傾斜地の崩壊
上福沢の2	急傾斜地の崩壊
上福沢の3	急傾斜地の崩壊
上福沢の4	急傾斜地の崩壊
上福沢の5	急傾斜地の崩壊
下福沢	急傾斜地の崩壊
前屋の2―1	急傾斜地の崩壊
前屋の2―2	急傾斜地の崩壊
安寺	急傾斜地の崩壊
安寺の2	急傾斜地の崩壊
打返の2	急傾斜地の崩壊
藤ノ木の2	急傾斜地の崩壊
中村の3	急傾斜地の崩壊
中村の4	急傾斜地の崩壊
大下の2	急傾斜地の崩壊
大下の3	急傾斜地の崩壊
外道	急傾斜地の崩壊

池ノ原	急傾斜地の崩壊
伊豆ノ宮	急傾斜地の崩壊
道尾	急傾斜地の崩壊
大境道東	急傾斜地の崩壊
滝沢	急傾斜地の崩壊
中谷戸の2	急傾斜地の崩壊
中谷戸の3	急傾斜地の崩壊
中谷戸の4	急傾斜地の崩壊
岩森の2	急傾斜地の崩壊
清沢―4	土石流
清沢―5	土石流
清沢―6	土石流
清沢―7	土石流
清沢―8	土石流
清沢―9	土石流
清沢―10	土石流
北久保沢	土石流
久保入	土石流

企業局

山梨県企業局管理規程第七号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十一月八日

山梨県公営企業管理者　小　林　勝　己

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第三局本庁の項支給区分の欄中「七　種」を「七　種（管理者が認める者にあっては六種）」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の山梨県企業職員の給与に関する規程別表第三の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号　印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番